

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業
要求水準書(案) 新旧対照表

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
1	○												目次	<p>添付資料</p> <p>添付資料1 用語の定義</p> <p>添付資料2 現況平面図</p> <p>添付資料3 インフラ整備状況図</p> <p>添付資料4 農業用水路敷設状況図</p> <p>添付資料5 市道総合運動公園線計画平面図</p> <p>添付資料6 市道総合運動公園線流域図</p> <p>添付資料7 既存施設の営業料金(参考)</p> <p>添付資料8 既存施設の利用料金(参考)</p> <p>添付資料9 遊具のグレードのイメージ(参考)</p> <p>閲覧資料</p> <p>閲覧資料1 地質調査結果報告書</p> <p>閲覧資料2 弓道場のイメージ(参考)</p> <p>閲覧資料3 未買収用地位置図</p> <p>閲覧資料4 測量データ式</p>	<p>添付資料</p> <p>添付資料1 用語の定義</p> <p>添付資料2 現況平面図</p> <p>添付資料3 インフラ整備状況図</p> <p>添付資料4 農業用水路敷設状況図</p> <p>添付資料5 市道総合運動公園線計画平面図</p> <p>添付資料6 市道総合運動公園線流域図</p> <p>添付資料7 既存施設の営業料金(参考)</p> <p>添付資料8 既存施設の利用料金(参考)</p> <p>添付資料9 遊具のグレードのイメージ(参考)</p> <p>添付資料10 弓道場のイメージ(参考)</p> <p>添付資料11 既存施設利用状況</p> <p>添付資料12 占有許可及び設置管理許可の使用料の考え方</p> <p>添付資料13 備品リスト</p> <p>閲覧資料</p> <p>閲覧資料1 地質調査結果報告書</p> <p>閲覧資料2 未買収用地位置図</p> <p>閲覧資料3 測量データ式</p> <p>閲覧資料4 流域図</p>
2	○			1	第1章	第1節							第1節 本書の位置づけ	<p>本書は、那珂川市(以下「本市」という。)(が(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業(以下「本事業」という。))の実施に当たって、本事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。))に要求する施設の設計、建設・工事監理、維持管理、運営業務に関するサービス水準を示すもので、「設計業務要求水準」、「建設・工事監理業務要求水準」、「開園準備業務要求水準」、「維持管理業務要求水準」、「運営業務要求水準」から構成されている。なお、事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ、技術力等を最大限に生かすため、各要求水準については、基本的な考え方のみを示すに留め、本事業の目標を達成する具体的な方法・手段等は、事業者の発想に委ねることとする。</p>	<p>本要求水準書(以下「本書」という。))は、那珂川市(以下「本市」という。)(が(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業(以下「本事業」という。))の実施に当たって、本事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。))に要求する施設の設計、建設・工事監理、維持管理、運営業務に関するサービス水準を示すもので、「設計業務要求水準」、「建設・工事監理業務要求水準」、「開園準備業務要求水準」、「維持管理業務要求水準」、「運営業務要求水準」から構成されている。なお、事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ、技術力等を最大限に生かすため、各要求水準については、基本的な考え方のみを示すに留め、本事業の目標を達成する具体的な方法・手段等は、事業者の発想に委ねることとする。</p>
3	○			1	第1章	第2節							第2節 本事業の目的	<p>本市は、本施設の整備及び運営にあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。))に基づき、民間の経営能力等の活用を図り、効率的かつ効果的な事業実施を図るものである。</p>	<p>本市は、本事業における施設の整備及び運営にあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。))に基づき、民間の経営能力等の活用を図り、効率的かつ効果的な事業実施を図るものである。</p>
4	○			2	第1章	第3節							第3節 基本方針	<p>本市は、総合運動公園整備計画において、那珂川市総合運動公園の基本理念及び4つの基本方針を以下のように定めている。</p>	<p>本市は、那珂川市総合運動公園の基本理念及び4つの基本方針を以下のように定めている。</p>
5	○			3	第1章	第4節	1						1. 公園部分及び建築施設部分	<p>公園部分及び建築施設部分に関する要求水準は、本市が本事業に求める最低水準を規定するものであり、事業者は本要求水準書で定める水準と同等又はそれ以上の提案を行うものとする。公園部分及び建築施設部分にあたり、本要求水準書において仕様が定められている項目については、当該規定を遵守しなければならない。また、事業者が提案する維持管理及び運営の内容に応じた適切な施設にすること。</p>	<p>公園部分及び建築施設部分に関する要求水準は、本市が本事業に求める最低水準を規定するものであり、事業者は本書で定める水準と同等又はそれ以上の提案を行うものとする。公園部分及び建築施設部分にあたり、本書において仕様が定められている項目については、当該規定を遵守しなければならない。また、事業者が提案する維持管理及び運営の内容に応じた適切な施設にすること。</p>

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業
要求水準書(案) 新旧対照表

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
6	○			3	第1章	第4節	3						3. 創意工夫の発揮について	本要求水準書は、本市が本事業に定める最低水準を規定するものである。事業者は本要求水準書に具体的な特記仕様のある内容については、これを遵守して提案を行うこととし、本要求水準書に具体的な特記仕様のない内容については、基本方針を踏まえ、積極的に創意工夫を發揮した提案を行うものとする。性能を規定している事項について最低水準に規定する水準以上の提案を行った場合には、本市は公募時に示す事業者選定基準に基づき、これを審査で適切に評価する。	本書は、本市が本事業に定める最低水準を規定するものである。事業者は本書に具体的な特記仕様のある内容については、これを遵守して提案を行うこととし、本書に具体的な特記仕様のない内容については、基本方針を踏まえ、積極的に創意工夫を發揮した提案を行うものとする。性能を規定している事項について最低水準に規定する水準以上の提案を行った場合には、本市は公募時に示す事業者選定基準に基づき、これを審査で適切に評価する。
7	○			4	第1章	第5節	1						表1 事業対象施設	区分:本施設(整備対象施設) 施設名(大分類):運動公園 施設名(中分類):クラブハウス 施設名(小分類):管理事務所、ラウンジ、研修室、トイレ、更衣室・シャワー室、倉庫等	区分:本施設(整備対象施設) 施設名(大分類):運動公園 施設名(中分類):クラブハウス 施設名(小分類):管理事務所、ラウンジ、研修室、トイレ、更衣室・シャワー室、倉庫等
8	○			4	第1章	第5節	2						2. 事業内容	市民のスポーツ・レクリエーションの拠点として、市民の健康増進はもちろんのこと、競技スポーツのレベルの向上と広域スポーツ交流の場の充実を図るため、既存施設である弓道場を改修し、新たに整備を行う本施設の維持管理並びに運営を行う。(既存の市民体育館及び児童館の維持管理・運営は含まない)	市民のスポーツ・レクリエーションの拠点として、市民の健康増進はもちろんのこと、競技スポーツのレベルの向上と広域スポーツ交流の場の充実を図るため、既存施設である弓道場を解体し、新たに整備を行う本施設の維持管理並びに運営を行う。(既存の市民体育館及び児童館の維持管理・運営は含まない)
9	○			4	第1章	第5節	3						3. 事業方式	本事業は、PFI法第14条第1項に基づき、本施設の管理者である本市が、民間事業者(以下「事業者」という。)と締結する本事業に係る契約(以下「事業契約」という。)に従い、事業者が、本施設の設計及び建設等の業務を行い、本市に所有権を移転した後、事業契約により締結された契約書(以下「事業契約書」という。)に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運営業務を遂行する方式である、BTO方式により実施する。	本事業は、PFI法第14条第1項に基づき、本施設の管理者である本市が、事業者と締結する本事業に係る契約(以下「事業契約」という。)に従い、事業者が、本施設の設計及び建設等の業務を行い、本市に所有権を移転した後、事業契約により締結された契約書(以下「事業契約書」という。)に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運営業務を遂行する方式である、BTO方式により実施する。
10	○			4	第1章	第5節	4						4. 事業期間	—	4. 事業期間 本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和25年3月末日までとする。
11	○			5	第1章	第5節	5	(2)	ク				(2) 建設・工事監理業務	ク 建設業務遂行に必要な関連業務	ク 建設・工事監理業務遂行に必要な関連業務
12	○			6	第1章	第5節	8	(1)	ア				ア 設計・建設・工事監理業務の対価	本市は、設計業務、建設・工事監理業務に係るサービス対価について、事業契約書に定めるところにより事業者に対して、事業期間終了時までの間、一時的及び定期的に支払う。なお、本市は当該業務の対価の一部に起債及び国の交付金を活用予定である。	本市は、本施設の設計業務、建設・工事監理業務に係るサービス対価について、事業契約書に定めるところにより事業者に対して、事業期間終了時までの間、一時的及び定期的に支払う。なお、本市は当該業務の対価の一部に国の交付金及び地方債を活用予定である。
13	○			7	第1章	第5節	8	(1)	イ				イ 開園準備業務の対価	本市は、開園準備業務に係るサービス対価について、事業契約書に定めるところにより事業者に対して、開園準備業務終了時に一括で支払う。	本市は、本施設の開園準備業務に係るサービス対価について、事業契約書に定めるところにより事業者に対して、開園準備業務終了時に一括で支払う。
14	○			7	第1章	第5節	8	(1)	ウ				ウ 維持管理・運営業務の対価	本市は、維持管理及び運営業務に係るサービス対価について、事業者の提案金額を基に決定した金額(本施設の利用者から得る収入によって回収できない維持管理及び運営業務費相当額)で、事業契約書に定める額を、本施設引渡し後から事業期間終了時までの間、定期的に支払う。	本市は、本施設の維持管理及び運営業務に係るサービス対価について、事業者の提案金額を基に決定した金額(本施設の利用者から得る収入によって回収できない維持管理及び運営業務費相当額)で、事業契約書に定める額を、本施設引渡し後から事業期間終了時までの間、定期的に支払う。

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業
要求水準書(案) 新旧対照表

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前				修正後				
														分類	事業者が行う内容(例)	許可手続き	使用料等	備考	分類	事業者が行う内容(例)	許可手続き	使用料等
15	○			8	第1章	第5節	9						表2 事業者の提案例と許可手続き・使用料等の整理	自主事業 本施設内に一時的にイベントステージを設置する。 本施設内に一時的にキッチンカーを設置する。 付帯施設 本施設内(クラブハウスの外)に飲食店や物販店を設置する。	都市公園条例 都市公園法 都市公園法	指定管理者へ利用料金を支払う(指定管理者自身が行う行為である場合は実質的に支払い不要となる)。 本市へ使用料を支払う。 本市へ使用料を支払う。	— — 事前に本市関係課等と協議を要する。	自主事業 本施設内に一時的にイベントステージを設置する。 本施設内に一時的にキッチンカー、飲食を中心としたサテライト型サービス等を設置する。 本施設内に一時的にアーバンスポーツ施設を設置する。 本施設の中に自動販売機スペースを設置する。 付帯施設 本施設内(クラブハウスの外)に飲食店や物販店を設置する。	都市公園条例 都市公園法 都市公園法	指定管理者へ利用料金を支払う(指定管理者自身が行う行為である場合は実質的に支払い不要となる)。 本市へ使用料を支払う。 本市へ使用料を支払う。	— — 事前に本市関係課等と協議を要する。 事前に本市関係課等と協議を要する。 事前に本市関係課等と協議を要する。	
16	○			9	第1章	第5節	11						11. 減免措置	減免対象事業: 8.那珂川市スポーツ団体登録に関する要綱(昭和55年3月27日。以下「要綱」という。)第4条の規定により登録許可を受けた社会体育団体のうち一般社団法人那珂川市体育協会(以下「体育協会」という。)に加盟する団体が主催する事業等に使用するとき。				減免対象事業: 8.那珂川市スポーツ団体登録に関する要綱(昭和55年3月27日。以下「要綱」という。)第4条の規定により登録許可を受けた社会体育団体のうち一般社団法人那珂川市スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という。)に加盟する団体が主催する事業等に使用するとき。				
17	○			9	第1章	第5節	11						11. 減免措置	減免対象事業: 11. 要綱第4条の規定により登録許可を受けた社会体育団体のうち、体育協会に加盟していない団体が主催する事業等に使用するとき。				減免対象事業: 11. 要綱第4条の規定により登録許可を受けた社会体育団体のうち、スポーツ協会に加盟していない団体が主催する事業等に使用するとき。				
18	○			10	第1章	第5節	12						12. 事業スケジュール(予定)	維持管理期間: 1期工事分: 運営開始日(第1期工事分)~令和25年3月末日 2期工事分: 運営開始日(第2期工事分)~令和25年3月末日 運営期間: 1期工事分: 運営開始日(第1期工事分)~令和25年3月末日 2期工事分: 運営開始日(第2期工事分)~令和25年3月末日				維持管理期間: 1期工事分: 運営開始日(1期工事分)~令和25年3月末日 2期工事分: 運営開始日(2期工事分)~令和25年3月末日 運営期間: 1期工事分: 運営開始日(1期工事分)~令和25年3月末日 2期工事分: 運営開始日(2期工事分)~令和25年3月末日				
19	○			10	第1章	第5節	12						表3 本施設の各工事期の対象範囲	1期工事: 多目的広場、弓道場、第1駐車場、第1駐輪場、遊具施設ゾーン、地下式調整池 2期工事: 庭球場、フレキシブルコート、クラブハウス、レクリエーション公園の内遊具施設ゾーン以外の施設				1期工事(必須): 多目的広場、第1駐車場、第1駐輪場 1期工事(任意)※: 地下式調整池、遊具施設ゾーン、弓道場 2期工事: 庭球場、フレキシブルコート、クラブハウス、レクリエーション公園の内遊具施設ゾーン以外の施設				
20	○			10	第1章	第5節	12						表3 本施設の各工事期の対象範囲	—				※2期工事での整備も可能であるが、できるだけ多くの施設を1期工事で整備する提案を期待する。				
21	○			11	第1章	第7節							第7節 遵守すべき法制度等	事業の実施にあたっては、以下に掲げる法制度等並びに設計、建設、開園準備、維持管理及び運営業務の提案内容に応じて関連してくる関係法令及びその関連施行令、施行規則、条例、規則、要綱等(いずれも適用時点で最新のものを)を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考とすること。				事業の実施にあたっては、以下に掲げる法制度等並びに設計、建設、開園準備、維持管理及び運営業務の提案内容に応じて関連してくる関係法令及びその関連施行令、施行規則、条例、規則、要綱等(いずれも適用時点で最新のものを)を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考とすること。				

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業
要求水準書(案) 新旧対照表

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
22	○			11	第1章	第7節		(1)					(1) 法令・施行令・施行規則	・高齢者、 <u>身体障がい者</u> 等の移動等の円滑化の促進に関する法律	・高齢者、 <u>障害者</u> 等の移動等の円滑化の促進に関する法律
23	○			12	第1章	第7節		(1)					(1) 法令・施行令・施行規則	・ <u>公共建築物</u> 等における木材の利用の促進に関する法律	・ <u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物</u> 等における木材の利用の促進に関する法律
24	○			15	第1章	第7節		(3)					(3) 要綱各種基準等	・マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン(国土交通省水管理・国土保全局下 2 水道部)	・マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン(国土交通省水管理・国土保全局下水道部)
25	○			17	第1章	第9節							第9節 本市等に対する業務等の適切な引継ぎ	事業者は、本要求水準書に定める公園部分の機能及び性能に関する要求水準、建築施設部分の機能及び性能に関する要求水準を充足していることを確認したうえで、本施設及び周辺環境部分を本市に引き渡すこと。 また、事業者は、維持管理業務及び運営業務を適切に行うことにより、事業期間が終了した時点においても、本施設の性能を本要求水準書に示す水準として維持していることを確認したうえで、本市又は次期指定管理者に対して円滑に本施設及び業務を引き継ぐこと。また、以下の書類・記録等を含む必要な資料等を引き継ぐこと。	事業者は、本書に定める公園部分の機能及び性能に関する要求水準、建築施設部分の機能及び性能に関する要求水準を充足していることを確認したうえで、本施設及び周辺環境部分を本市に引き渡すこと。 また、事業者は、維持管理業務及び運営業務を適切に行うことにより、事業期間が終了した時点においても、本施設の性能を本書に示す水準として維持していることを確認したうえで、本市又は次期指定管理者に対して円滑に本施設及び業務を引き継ぐこと。また、以下の書類・記録等を含む必要な資料等を引き継ぐこと。
26	○			18	第1章	第10節	1						表 4 事業予定地の概要	接道状況： 接続道路は市道総合運動公園線(幅員12m) 近傍には、市道恵子柚子原線、県道後野福岡線、国道385号が通る	接道状況： 接続道路は市道総合運動公園線(幅員12m) 近傍には、県道602号、国道385号が通る
27	○			19	第1章	第10節	4	(1)					(1) 営業日・営業時間等	各施設の営業日について、年末年始(12/27～1/5)は休園日とする。その他、定期点検期間等を踏まえ、年間3日間程度までは休館して良いものとする。なお、その休園日は休日・祝日など利用者数が多い日を避けて設定すること。各施設の営業時間は、表6を基本とし、具体的な日数、時間については、「添付資料7・8 既存施設の営業・利用料金(参考)」を参照のうえ、事業者の提案などを基に、本市の条例・規則・要綱で定めることとする。	各施設の営業日について、年末年始(12/27～1/5)は休園日とする。その他、定期点検期間等を踏まえ、年間3日間程度までは休館して良いものとする。なお、その休園日は休日・祝日など利用者数が多い日を避けて設定すること。各施設の営業時間は、表 6を基本とし、具体的な日数、時間については、「添付資料7・8 既存施設の営業料金・利用料金(参考)」を参照のうえ、事業者の提案などを基に、本市の条例・規則・要綱で定めることとする。
28	○			20	第1章	第10節	4	(2)					(2) 利用料金	施設に係る利用料金の額は、表7に定める範囲内において、あらかじめ本市の承認を得た上で、事業者が定める。	施設に係る利用料金の額は、表 7に定める範囲内において、あらかじめ本市の承認を得た上で、事業者が定める。 <u>また、事業者は、駐車場利用者から利用料金を徴収し、その料金を収入とすることができる。駐車場の利用料金は事業者の提案によるが、目的外利用が発生しないように、周辺の相場を踏まえ、本市との協議の上、近隣と比較して著しく乖離のある水準とならないようにすることとし、本施設の利用者に対しては、料金を減免すること。</u>
29	○			21	第1章	第10節	4	(3)					表 8 利用形態及び予約受付の優先順位の考え方	予約受付枠※： A優先予約 B調整予約 C抽選予約 D先着予約	予約受付枠※： A優先予約 B調整予約 C先着予約 D当日予約

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業
要求水準書(案) 新旧対照表

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
30	○			21	第1章	第10節	4	(3)					表 8 利用形態及び予約受付の優先順位の考え方	優先順位:1-1 区分:市利用 概要:市主催・共催事業	優先順位:1-1 区分:市利用 概要:市主催・共催事業・各課所管事業等
31	○			21	第1章	第10節	4	(3)					表 8 利用形態及び予約受付の優先順位の考え方	優先順位:2-3 2-4 区分:事業者提案利用②	優先順位:2-4 区分:事業者提案利用②
32	○			24	第2章	第1節	1		エ				1. 業務の対象範囲	エ 事業者は、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)令和4年版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、社団法人公共建築協会編集・発行)や日本建築学会制定の標準仕様書を基準とし、業務を遂行するものとする。	エ 事業者は、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)令和7年版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、社団法人公共建築協会編集・発行)や日本建築学会制定の標準仕様書を基準とし、業務を遂行するものとする。
33	○			25	第2章	第3節	1		オ				1. 施設配置の考え方	オ 土砂災害警戒区域に該当する際には、該当範囲に留意した計画とすること。「がけ条例」(福岡県建築基準法施行条例)に基づいた整備を行うこと。土砂災害警戒区域の該当範囲に留意した計画とすること。	オ 土砂災害警戒区域に該当する際には、該当範囲に留意した計画とすること。「がけ条例」(福岡県建築基準法施行条例第5条)に基づいた整備を行うこと。土砂災害警戒区域の該当範囲に留意した計画とすること。
34	○			27	第2章	第3節	3	(1)	カ				(1) 地域性・景観性	—	カ 事業用地内の既存の桜の木、やまもも、きんもくせいについて、可能な限り移植して利用できるよう配慮すること。
35	○			27	第2章	第3節	3	(2)	オ				(2) 環境保全・環境負荷低減	オ 「那珂川省資源・省エネルギー、再生資源の利用等、環境保全や環境負荷の低減に配慮した施設とすること。	オ 省資源・省エネルギー、再生資源の利用等、環境保全や環境負荷の低減に配慮した施設とすること。
36	○			27	第2章	第3節	3	(2)	カ				(2) 環境保全・環境負荷低減	カ 地球温暖化防止の観点から、ZEB <u>Oriented</u> 以上の水準に適合する施設とすること。	カ 地球温暖化防止の観点から、ZEB Ready相当以上の施設とすることとし、ZEB認証を取得すること。なお、対象施設は観客席、クラブハウス、弓道場とする。
37	○			28	第2章	第3節	5	(2)	カ				(2) 災害時等の避難所機能等の充実	カ 必要な設備は、太陽光発電照明、非常用発電設備(燃料を軽油等とし、72時間程度稼働できるようにすること)、生活支援設備(マンホールトイレ※、東屋または防災パーゴラ、災害用井戸等)とする。 ※1基以上は車いす利用者のマンホールトイレを市民体育館付近に整備する。	カ 必要な設備は、太陽光発電照明、非常用発電設備(燃料を軽油等とし、72時間程度稼働できるようにすること)、生活支援設備(マンホールトイレ※、東屋または防災パーゴラ、災害用井戸等)、 <u>防災倉庫</u> とする。 ※1基以上は車いす利用者のマンホールトイレを市民体育館付近に整備することとする。 <u>防災倉庫</u> は市民体育館付近に整備することとする。
38	○			28	第2章	第3節	6						6. 構造計画の考え方	建築物の構造計画は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、令和3年版)における構造体「Ⅱ類」、建築非構造部材「B類」、建築設備「乙類」の耐震安全性を確保するとともに、建築基準法等の関係法令に準拠すること。	建築物の構造計画は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、令和3年版)における構造体「Ⅱ類」、建築非構造部材「B類」、建築設備「乙類」の耐震安全性を確保するとともに、建築基準法等の関係法令に準拠すること。 <u>耐震等級は事業者提案とする。</u>
39	○			32	第2章	第3節	7	(2)	シ			(a)	シ 放送設備	(a) 各施設(運動関連施設、レクリエーション施設、基盤関連施設)にて単独運用での一般放送、及び施設全体を十分満足する放送設備(防災・一般兼用)を設置すること。なお、一般放送にはBGM等音楽放送も行えること。	(a) 各施設(運動公園、レクリエーション公園)にて単独運用での一般放送、及び施設全体を十分満足する放送設備(防災・一般兼用)を設置すること。なお、一般放送にはBGM等音楽放送も行えること。

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業
要求水準書(案) 新旧対照表

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
40	○			32	第2章	第3節	7	(2)	シ			(d)	シ 放送設備	(d) 設置する設備は本運動公園の環境に十分耐えうるものであること。	(d) 設置する設備は本施設の環境に十分耐えうるものであること。
41	○			32	第2章	第3節	7	(2)	ソ			(a)	ソ 監視カメラ設備	(a) 各施設(運動関連施設、レクリエーション関連施設、基盤関連施設)等、主要なエリアに設置すること。	(a) 各施設(運動公園、レクリエーション公園)等、主要なエリアに設置すること。
42	○			32	第2章	第3節	7	(2)	ソ			(b)	ソ 監視カメラ設備	(b) 全ての監視映像は、ハードディスク上に15日間保管可能とすること。必要な映像の出力も容易に可能とすること。	(b) 全ての監視映像は、ハードディスクやクラウド等に15日間保管可能とすること。必要な映像の出力も容易に可能とすること。
43	○			35	第2章	第3節	7	(3)	コ			(b)	コ 給湯設備	(b) ユースポイントにおいて、適切な温度を安全、衛生的に供給すること。	(b) 利用箇所において、適切な温度を安全、衛生的に供給すること。
44	○			35	第2章	第3節	7	(3)	シ			(b)	シ 雨水処理設備	(b) 清掃や維持管理のしやすさに考慮し、会合ますやマンホール等を適切に設けること。	(b) 清掃や維持管理のしやすさに考慮し、会所ますやマンホール等を適切に設けること。
45	○			37	第2章	第3節	8	(1)	オ			(1)	敷地造成	—	オ 仮置きを受入土について、水路への流出や砂埃等による周辺住宅地への影響が無いよう当事業にて管理すること。
46	○			38	第2章	第3節	8	(5)	ス			(5)	下水道(雨水)	シ 地下式調整池内に貯留された雨水は、排水ポンプ設備等により、放流する構造とすること。	キ 地下式調整池内に貯留された雨水は、排水ポンプ設備等により、放流する構造とすること。その計画は事業者の提案による。
47	○			39	第2章	第4節	1	(1)	カキ			(1)	全体配置	—	カ 敷地北側の市道福岡学園線に面して1カ所歩行者専用の出入口を設けること。 キ 敷地西側の市道恵子・柚子原線に面して1箇所、緊急時の車両出入口を設けること。
48	○			39	第2章	第4節	1	(3)	イ			(a)	イ 車両動線	(a) 市道総合運動公園線から駐車場への誘導を適切に図るものとする。	(a) 市道総合運動公園線から駐車場への誘導を適切に図ること。
49	○			40	第2章	第4節	2	(1)	ア	(ア)		(a)	(ア) 基本事項	(a) 多目的な運動・レクリエーションスペースとして、メイン広場(105m以上×68m以上のフル規格のサッカーコート(1面分))、サブ広場(80m×50m以上の少年サッカーコート(1面分))、陸上トラック(400m×8レーン)、観客席(400~600席以上)を備えた多目的の広場を整備すること。	(a) 多目的な運動・レクリエーションスペースとして、メイン広場(105m以上×68m以上のフル規格のサッカーコート(1面分))、サブ広場(少年野球1面分)、陸上トラック(400m×8レーン)、観客席(400席以上)を備えた多目的の広場を整備すること。
50	○			41	第2章	第4節	2	(1)	ア	(イ)		(b)	(イ) メイン広場	(b) 表層材は充填剤(硅砂・ゴムチップ)のあるロングパイル人工芝とする。パイル長については、本市と協議の上、決定すること。	(b) 表層材は充填剤(硅砂・ゴムチップ)のあるロングパイル人工芝とする。パイル長については、本市と協議の上、決定すること。 なお、投てき対応人工芝の導入については、事業者の提案による。
51	○			41	第2章	第4節	2	(1)	ア	(イ)		(c)	(イ) メイン広場	—	(c) 散水機能を設ける等人工芝における熱中症対策を講じること。

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業
要求水準書(案) 新旧対照表

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
52	○			41	第2章	第4節	2	(1)	ア	(イ)		(e)	(イ) メイン広場	(d) LED夜間照明を整備し、サッカーコートの競技区分Ⅲ(レクリエーションレベル)の照度とすること。ただし、周辺住宅へ光が漏れることを極力低減させる灯具(遮光板の設置等)を選定すること。なお、管理事務所により集中管理できるようにすること。	(e) LED夜間照明を整備し、サッカーコートの競技区分Ⅲ(レクリエーションレベル)の照度とすること。ただし、周辺住宅へ光が漏れることを極力低減させる灯具(遮光板の設置等)を選定すること。なお、管理事務室により集中管理できるようにすること。
53	○			41	第2章	第4節	2	(1)	ア	(ウ)		(f)	(ウ) サブ広場	(f) LED夜間照明を整備し、ソフトボールの競技区分Ⅲ(レクリエーションレベル)の照度とすること。ただし、周辺住宅へ光が漏れることを極力低減させる灯具(遮光板の設置等)を選定すること。なお、管理事務所により集中管理できるようにすること。	(f) LED夜間照明を整備し、ソフトボールの競技区分Ⅲ(レクリエーションレベル)の照度とすること。ただし、周辺住宅へ光が漏れることを極力低減させる灯具(遮光板の設置等)を選定すること。なお、管理事務室により集中管理できるようにすること。
54	○			41	第2章	第4節	2	(1)	ア	(エ)			(イ) 陸上トラック	(a) 陸上トラックは、現在、設置を想定しているが、官民対話後に公認取得を含めた設置の有無を決定する。なお、以下に現在の設置想定仕様を記載する。	—
55	○			41	第2章	第4節	2	(1)	ア	(エ)		(a)	(イ) 陸上トラック	(b) 陸上トラックは、メイン広場の周囲に、直走路:1レーンの幅1.22m・8レーン、曲走路:1レーンの幅1.22m・8レーンでの整備を行うこと。なお、本市が利用を想定している陸上競技であるトラック種目、走高跳、走り幅跳び、砲丸投げが実施可能な仕様とすること。	(a) 陸上トラックは、メイン広場の周囲に、日本陸上競技連盟競技規則の「第4種ライト」(直走路:1レーンの幅1.22m・8レーン、曲走路:1レーンの幅1.22m・8レーン)での整備を行うこと。なお、本市が利用を想定している陸上競技であるトラック種目、走高跳、走り幅跳び、砲丸投げが実施可能な仕様とすること。また、福岡県筑紫区中学校陸上競技大会等が実施できるようにすること。
56	○			42	第2章	第4節	2	(1)	ア	(オ)		(b)	(オ) 観客席	(b) 観客席は現在、2階建てで席数600席以上を想定しているが、官民対話後に席数等の詳細な仕様を決定する。なお、以下に現在の想定仕様を記載する。観客席は2階建てとし、1階には管理室、医務室、更衣室・シャワー室、トイレ(男・女・バリアフリー)、器具庫、市登録団体倉庫(50㎡程度)を設置し、2階には観客席を600席以上設けること。	(b) 観客席は2階建てとし、1階には管理室、医務室、更衣室・シャワー室、トイレ(男・女・バリアフリー)、器具庫、市登録団体倉庫(50㎡程度)を設置し、2階には観客席を400席以上設けること。なお、観客席はクラブハウスと合築することを可能とするが、すべての利用者が利用しやすい配置計画とすること。また、合築する場合は各要求水準に満たす諸室を整備すること。ただし、各施設で重複する諸室は各要求水準を満たすことを前提に、1室にまとめて計画することも可とする。
57	○			42	第2章	第4節	2	(1)	ア	(オ)		(c)	(オ) 観客席	(c) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づき、座席数に応じて、一定数以上の車椅子使用者用スペースを設置すること。	(c) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づき、座席数に応じて、一定数以上の車椅子使用者用スペースを1階もしくは2階に設置すること。なお、2階に設置する場合は、エレベーター・スロープ等、車椅子使用者の動線に考慮した計画とすること。
58	○			42	第2章	第4節	2	(1)	ア	(オ)		(e)	(オ) 観客席	(n) 医務室については、体調不良の方、けが人等の搬送、外部の救急車の寄付きスペース及びストレッチャーの動線(扉寸法、廊下幅員等)を考慮して設計すること。また、救急時に救急車の寄付きや担架が使用できるスペースを確保すること。	(e) 医務室については、体調不良の方、けが人等の搬送、外部の救急車の寄付きスペース及びストレッチャーの動線(扉寸法、廊下幅員等)を考慮して設計すること。また、救急時に救急車の寄付きや担架が使用できるスペースを確保すること。
59	○			42	第2章	第4節	2	(1)	ア	(オ)		(i)	(オ) 観客席	(h) ブラインドボックス、ブラインドを設けること。	(i) 窓ガラス面には、ブラインドボックス、ブラインドを設けること。
60	○			43	第2章	第4節	2	(1)	イ			(c)	イ 庭球場	(c) コート周辺を観覧スペースとし、ベンチ等を設置すること。	(c) コート周辺を観客スペースとし、ベンチ等を設置すること。

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業
要求水準書(案) 新旧対照表

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
61	○			43	第2章	第4節	2	(1)	イ			(g)	イ 庭球場	(g) LED夜間照明を整備し、レクリエーションレベルⅢ(地表面で200lx以上)の照度とすること。ただし、周辺住宅へ光が漏れることを極力低減させる灯具(遮光板の設置等)を選定すること。なお、管理事務所により集中管理できるようにすること。	(g) LED夜間照明を整備し、レクリエーションレベルⅢ(地表面で200lx以上)の照度とすること。ただし、周辺住宅へ光が漏れることを極力低減させる灯具(遮光板の設置等)を選定すること。なお、管理事務室により集中管理できるようにすること。
62	○			44	第2章	第4節	2	(1)	ウ			(j)	ウ フレキシブルコート	(j) LED夜間照明を整備し、レクリエーションレベルⅢ(地表面で200lx以上)の照度とすること。ただし、周辺住宅へ光が漏れることを極力低減させる灯具(遮光板の設置等)を選定すること。なお、管理事務所により集中管理できるようにすること。	(j) LED夜間照明を整備し、レクリエーションレベルⅢ(地表面で200lx以上)の照度とすること。ただし、周辺住宅へ光が漏れることを極力低減させる灯具(遮光板の設置等)を選定すること。なお、管理事務室により集中管理できるようにすること。
63	○			44	第2章	第4節	2	(1)	ウ			(l)	ウ フレキシブルコート	—	(l) 災害時に物資の輸送拠点としての機能が確保できるように整備すること。
64	○			44	第2章	第4節	2	(1)	エ			(a)	エ 弓道場	(a) 既存施設を建替えるものとし、400㎡程度の弓道場(6人立)を整備すること。なお、本市が想定している弓道場のイメージについては、「閲覧資料2 弓道場のイメージ(参考)」を参照すること。	(a) 既存施設を建替えるものとし、既存施設と同等以上の弓道場(6人立)を整備すること。なお、本市が想定している弓道場のイメージについては、「閲覧資料2 弓道場のイメージ(参考)」を参照すること。
65	○			44	第2章	第4節	2	(1)	エ			(d)	エ 弓道場	(d) 矢場、的場のほか、 <u>審判室、道具室、矢取道(屋根付き)</u> 等必要な諸室を設けること。	(d) 矢場、的場のほか、 <u>矢取道(屋根付き)、審判席、道具室</u> 等必要な諸室を設けること。
66	○			44	第2章	第4節	2	(1)	オ	(ア)		(b)	(ア) 基本事項	(b) クラブハウスは延べ面積400㎡程度として、「管理事務室」「ラウンジ」「研修室」「トイレ(男子便所/女子便所/バリアフリー)」「更衣室・シャワー室(男女)」「医務室」等で構成すること。	(b) クラブハウスは延べ面積400㎡程度として、管理事務室、ラウンジ、研修室、トイレ(男子・女子・バリアフリー)、更衣室・シャワー室(男女)、倉庫、医務室等で構成すること。
67	○			44	第2章	第4節	2	(1)	オ	(ア)		(c)	(ア) 基本事項	—	(c) クラブハウスは観客席に合築することを可能とするが、すべての利用者が利用しやすい配置計画とすること。なお、合築する場合は各要求水準に満たす諸室を整備すること。ただし、各施設で重複する諸室は各要求水準を満たすことを前提に、1室にまとめて計画することも可とする。
68	○			45	第2章	第4節	2	(1)	オ	(イ)		(e)	(イ) 管理事務室	(e) 第1期工事分の運営開始日から第2期工事分の運営開始日まででは、管理事務室に代わる施設を観客席1階の倉庫の一部等を利用し、整備すること。	(e) 1期工事分の運営開始日から2期工事分の運営開始日まででは、管理事務室に代わる施設を観客席1階の倉庫の一部等を利用し、整備すること。
69	○			45	第2章	第4節	2	(1)	オ	(オ)			(オ) 更衣室・シャワー室(男子・女子)	(オ) 更衣室(男子・女子)	(オ) 更衣室・シャワー室(男子・女子)
70	○			46	第2章	第4節	2	(1)	オ	(ク)			(ク) その他諸室等	(ク) その他	(ク) その他諸室等
71	○			46	第2章	第4節	2	(1)	オ	(ク)		(h)	(ク) その他諸室等	(h) 太陽光発電設備を設置すること。なお、必要な容量は事業者の提案による。	(h) 太陽光発電設備及び蓄電池を設置すること。なお、必要な容量は事業者の提案による。

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業
要求水準書(案) 新旧対照表

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
72	○			46	第2章	第4節	2	(1)	カ				カ その他	—	カ その他 (ア) 第1駐車場、第1駐輪場 (a) 第1駐車場、第1駐輪場の要求水準については、後述の(2)イ「(イ)駐車場・駐輪場」を参照すること。
73	○			47	第2章	第4節	2	(2)	ア				ア 公園	—	ア 公園
74	○			47	第2章	第4節	2	(2)	ア	(イ)	a	(b)	a 基本事項	(b) 芝生広場は、①遊具施設ゾーン、②健康遊具ゾーン、③休養施設ゾーン、④憩いの森ゾーンの4種類の芝生スペースを中心とした広さとする。	(b) 芝生広場は、①遊具施設ゾーン、②健康遊具ゾーン、③休憩施設ゾーン、④憩いの森ゾーンの4種類の芝生スペースを中心とした広さとする。
75	○			47	第2章	第4節	2	(2)	ア	(イ)	a		a 基本事項	(g) 臨時駐車場として100台以上が駐車できるように整備を行うこと。	—
76	○			48	第2章	第4節	2	(2)	ア	(イ)	b	(h)	b 遊具施設ゾーン	(h) 遊具広場は、ゴムチップ舗装による仕上げとすること。なお、遊具の安全範囲内は二層式のゴムチップ舗装にするなど、落下等による怪我に特に配慮した仕上げとすること。	(h) 遊具広場は、ゴムチップ舗装などによる仕上げとすること。なお、遊具の安全範囲内は二層式のゴムチップ舗装にするなど、落下等による怪我に特に配慮した仕上げとすること。
77	○			48	第2章	第4節	2	(2)	ア	(イ)	d	(a)	d 休憩施設ゾーン	(a) 遊戯施設を視認できる位置に100人程度が利用できる規模の日陰を分散して設置すること。	(a) 遊戯施設を視認できる位置に日陰を分散して設置すること。
78	○			49	第2章	第4節	2	(2)	ア	(ウ)		(a)	(ウ) 周回園路	(a) ジョギング・ウォーキングでの利用者のための1周約1,000m以上の公園周回園路を設置し、ジョギング・ウォーキングを通して健康意識や興味の向上などを見据えた検討をすること。なお、ジョギング及びウォーキング利用者が安全に走行できるよう適切な幅員(5m以上)を確保すること。	(a) ジョギング・ウォーキングでの利用者のための1周約1,000m以上の公園周回園路を設置し、ジョギング・ウォーキングを通して健康意識や興味の向上などを見据えた検討をすること。なお、ジョギング・ウォーキング利用者及び管理用車両が安全に走行できるよう適切な幅員(5m以上)を確保すること。
79	○			49	第2章	第4節	2	(2)	ア	(ウ)		(c)	(ウ) 周回園路	(c) 表層材は、ゴムチップ系のソフト舗装とし、耐久性があり、維持管理がしやすい素材を選定すること。	(c) ジョギング・ウォーキング利用者用の周回園路表層材は、ゴムチップ系のソフト舗装を幅員2.5m以上確保することとし、耐久性があり、維持管理がしやすい素材を選定すること。
80	○			49	第2章	第4節	2	(2)	ア	(ウ)		(d)	(ウ) 周回園路	—	(d) 管理車両が通行する周回園路表層材は、アスファルト系カラー舗装とし、ジョギング・ウォーキング等の利用も想定した計画とすること。
81	○			49	第2章	第4節	2	(2)	ア	(エ)		(a)	(エ) 屋外トイレ	(a) 各施設からの距離を考慮して、屋外トイレ(男・女・バリアフリー)を2棟以上適宜整備すること。うち1棟については、男子トイレに大便器2基及び小便器4基、女子トイレに6基、多目的トイレを1室設けること。	(a) 各施設からの距離を考慮して、屋外トイレ(男子・女子・バリアフリー)を2棟以上適宜整備すること。うち1棟については、男子トイレに大便器2基及び小便器4基、女子トイレに6基、多目的トイレを1室設けること。

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業
要求水準書(案) 新旧対照表

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
82	○			50	第2章	第4節	2	(2)	ア	(オ)			(オ) 東側園路	—	(オ) 東側園路 (a) 東側の市道(市道開き畑大万寺前線)については、現在幅員が約2.8m～約3.8mと狭く、緊急車両の通行が困難である。そのため、隣接する公園用地の東側を園路として整備し、緊急車両通行の際には円滑に通行できるような計画を行うこと。 (b) 公園用地の一部に、現時点で未買収用地がある。(閲覧資料3未買収用地位置図)当該用地周辺の工事着手前までに用地交渉がまとまらず、用地買収ができない場合については、当該用地部分のみ将来整備し一体となる計画とすること。歩行者や自動車等の進入防止や安全確保の為、ポール等の安全対策を講じること。
83	○			50	第2章	第4節	2	(2)	イ				イ その他	—	イ その他
84	○			50	第2章	第4節	2	(2)	イ	(イ)	a	(a) (b)	a 駐車場	(a) 本施設内に一般利用者用駐車場を400台程度整備すること。なお、常時駐車可能な駐車台数は300台程度とし、それ以外は芝生広場を臨時駐車場として利用できるように整備すること。また、多目的広場周辺を第1駐車場として120台程度を1期工事の対象範囲に運営開始日までに整備すること。その他の駐車場については、第2駐車場として利便性や施設の配置を考慮し、2期工事の対象範囲に運営開始日までに整備すること。ただし、常時駐車可能な駐車場の一台あたりの区画は5m×2.5m以上、駐車場内通路は幅員6m以上を確保すること。	(a) 本施設内に一般利用者用駐車場を400台程度整備すること。なお、常時駐車可能な駐車台数は300台程度とし、それ以外はサブ広場や芝生広場等を臨時駐車場として利用できるように整備すること。常設駐車場のうち一部については、利用が少ない曜日・時間帯において多目的な利用スペースとして整備しても良いこととする。 (b) 多目的広場周辺を第1駐車場として120台程度を1期工事の対象範囲に運営開始日までに整備すること。その他の駐車場については、第2駐車場として利便性や施設の配置を考慮し、2期工事の対象範囲に運営開始日までに整備すること。ただし、常時駐車可能な駐車場の一台あたりの区画は5m×2.5m以上、駐車場内通路は幅員6m以上を確保すること。
85	○			51	第2章	第4節	2	(2)	イ	(イ)	a		a 駐車場	(m) 事業者は、駐車場利用者から利用料金を徴収し、その料金を収入とすることができる。	—
86	○			51	第2章	第4節	2	(2)	イ	(イ)	a		a 駐車場	(n) 駐車場の利用料金は事業者の提案によるが、目的外利用が発生しないように、周辺の相場を踏まえ、本市との協議の上、近隣と比較して著しく乖離のある水準とならないようにすること。	—
87	○			52	第2章	第4節	2	(2)	イ	(エ)			(I) 地下式調整池	—	(I) 地下式調整池 (a) 地下式調整池は、多目的広場等で雨水流出抑制機能(雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する地下貯水槽)を確保し、運動公園整備に伴う下流域の雨水幹線や雨水枝線等の既設水路への影響が生じないよう計画すること。 (b) 地下式調整池の貯水池規模は、流域面積や各基準に適合した計算に基づき算出すること。 (c) 地下式調整池内に貯留された雨水は、排水ポンプ設備等により、放流する構造とすること。

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業
要求水準書(案) 新旧対照表

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
88	○			52	第2章	第4節	2	(2)						ク 東側園路 (a) 東側の市道(市道開き畑大万寺前線)については、現在幅員が約2.8m～約3.8mと狭く、緊急車両の通行が困難である。そのため、隣接する公園用地の東側を園路として整備し、緊急車両通行の際には円滑に通行できるように計画を行うこと。 (b) 公園用地の一部に、現時点で未買収用地がある。(閲覧資料3未買収用地位置図) 供用開始前までに用地交渉がまとまらず、用地買収ができない場合については、当該用地部分のみ将来整備し一体となる計画とすること。歩行者や自動車等の進入防止や安全確保の為、ポール等の安全対策を講ずること。	—
89	○			54	第3章	第1節	1	(1)	ア				ア 業務期間	運動公園の内、多目的広場、第1駐車場及び第1駐輪場、レクリエーション公園の内、遊具施設ゾーン、地下式調整池、弓道場は令和10年3月中に建設工事を完了すること。その他の施設は、令和11年3月中に完了すること。	1期工事対象施設は令和10年3月中に建設工事を完了すること。その他の施設は、2期工事として、令和11年3月中に完了すること。
90	○			55	第3章	第2節	3	(2)	エ				(2) 近隣調査・準備調査等	エ 工事着工にあたり、地盤改良や地質調査等々の必要性を検討し、必要な場合には事業者が行うこと。なお、必要な費用については、事業者負担とする。	エ 工事着工にあたり、地盤改良や地質調査の必要性を検討し、必要な場合には事業者が行うこと。なお、必要な費用については、事業者負担とする。
91	○			57	第3章	第5節							第5節 既存施設の解体・撤去業務	(5) 工事着手前にアスベストの事前調査を行うこと。調査費用は事業者負担とする。なお、アスベスト含有調査結果は、労働基準監督署及び本市へ報告すること。	(5) 工事着手前にアスベストの事前調査を行うこと。調査費用は事業者負担とする。なお、アスベスト含有調査結果は、労働基準監督署及び本市へ報告すること。また、事前調査の結果、含有が発見された場合の処分等にかかる費用については、本市の負担とする。
92	○			57	第3章	第5節							第5節 既存施設の解体・撤去業務	—	(10) 解体・撤去時に有価物が発生した場合は、再利用もしくは売却を基本とし、これらを通じて得た費用については、市へ還元すること。
93	○			58	第3章	第8節							第8節 建設・工事監理業務遂行に必要な関連業務	第8節 建設業務遂行に必要な関連業務	第8節 建設・工事監理業務遂行に必要な関連業務
94	○			60	第3章	第8節	2	(3)					(3) 完成図書 の提出	f. 完成図(昇降機) □ 一式(製本図1部)	f. 完成図(昇降機※設置する場合) □ 一式(製本図1部)
95	○			61	第4章	第1節							第1節 業務の対象範囲	開園準備業務は、 <u>第1期</u> 工事完了時及び <u>第2期</u> 工事完了時ともに行うこととする。	開園準備業務は、 <u>1期</u> 工事完了時及び <u>2期</u> 工事完了時ともに行うこととする。
96	○			61	第4章	第3節							第3節 業務遂行上の留意点	(4) 事業者は、開園準備業務報告書(実施した事業内容及び実績等、リハーサル等における実施状況、問題点及びその対応状況、改善方法、課題等)を作成し、総括責任者が内容を確認の上、業務終了後、1か月以内に本市に提出すること。また、本要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書についても提出すること。	(4) 事業者は、開園準備業務報告書(実施した事業内容及び実績等、リハーサル等における実施状況、問題点及びその対応状況、改善方法、課題等)を作成し、総括責任者が内容を確認の上、業務終了後、1か月以内に本市に提出すること。また、本書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書についても提出すること。
97	○			61	第4章	第4節							第4節 開園式典等の実施業務	(1) 事業者は、開園準備業務期間中に、本施設の供用開始に伴う開園式典及び開園記念イベント(以下「 <u>開園式典等</u> 」という。)を企画し、本市と協議の上、実施する。	(1) 事業者は、開園準備業務期間中に、本施設の供用開始に伴う開園式典及び開園記念イベント(以下「 <u>開園式典等</u> 」という。)を企画し、本市と協議の上、実施する。

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業
要求水準書(案) 新旧対照表

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
98	○			61	第4章	第4節							第4節 開園式典等の実施業務	(2) 開園式典は本市が主催し、開園記念イベントは事業者が主催することとし、開園式典等の具体的な内容は事業者の提案によるものとする。	(2) 開園式典は本市が主催し、開園記念イベントは事業者が主催することとし、開園式典等の具体的な内容は事業者の提案によるものとする。なお、開園式典の参加者については、250～300人程度の案内を予定している。
99	○			63	第5章	第1節	1						1. 業務の対象範囲	事業者は、維持管理業務仕様書、維持管理業務計画書、事業契約書、本要求水準書、応募時の提案書類に基づき、本施設の機能を維持し、施設の運営に支障を及ぼすことがなく、かつ、作業等が快適にできるように、次の内容について、その性能及び機能を常時適切な状態に維持管理すること(「資料8 主な維持管理業務項目詳細一覧(参考)」参照)。 事業者は、維持管理業務を遂行するに当たり、本要求水準書のほか、「建築保全業務共通仕様書 令和5年版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、建築保全センター編集・発行)を参考とすること。	事業者は、維持管理業務仕様書、維持管理業務計画書、事業契約書、本書、応募時の提案書類に基づき、本施設の機能を維持し、施設の運営に支障を及ぼすことがなく、かつ、作業等が快適にできるように、次の内容について、その性能及び機能を常時適切な状態に維持管理すること(「資料8 主な維持管理業務項目詳細一覧(参考)」参照)。 事業者は、維持管理業務を遂行するに当たり、本書のほか、「建築保全業務共通仕様書 令和5年版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、建築保全センター編集・発行)を参考とすること。
100	○			63	第5章	第1節	1						1. 業務の対象範囲	ア 建築物及び公園施設保守管理業務	ア 建築物及び公園施設等保守管理業務
101	○			63	第5章	第1節	1						1. 業務の対象範囲	—	ク 公益財団法人日本陸上競技連盟公認取得申請及び再公認取得業務
102	○			63	第5章	第1節	2						2. 業務期間	業務期間は、運営開始日より、事業期間終了までとする。	業務期間は、運営開始日(1期工事分)より、事業期間終了までとする。
103	○			63	第5章	第1節	3						3. 維持管理業務に係る仕様書	事業者は、維持管理業務の開始に先立ち、本市と協議の上、業務範囲、実施方法及び本市による履行確認手続等を明記した維持管理業務仕様書を作成すること。維持管理業務は、要求水準書に記載の内容を標準案とし、これと同等のあるいは上回る水準で実施するものとする。詳細な内容及びその実施頻度等は、事業者が提案し、本市が承諾するものとする。 なお、維持管理業務仕様書は、本市の承諾を得た上で、本施設を本市へ引き渡す予定日の1か月前の日までに本市へ提出すること。	事業者は、維持管理業務の開始に先立ち、本市と協議の上、業務範囲、実施方法及び本市による履行確認手続等を明記した維持管理業務仕様書を作成すること。維持管理業務は、要求水準書に記載の内容を標準案とし、これと同等のあるいは上回る水準で実施するものとする。詳細な内容及びその実施頻度等は、事業者が提案し、本市が承諾するものとする。 なお、維持管理業務仕様書は、本市の承諾を得た上で、本施設を本市へ引き渡す予定日(1期工事分及び2期工事分それぞれ)の1か月前の日までに本市へ提出すること。
104	○			64	第5章	第1節	4						4. 維持管理業務計画書	なお、維持管理業務計画書は、本市の承諾を得た上で、当該業務実施年度の前年度の2月末日(ただし、最初の業務実施年度に係る維持管理業務計画書については本施設を本市へ引渡す予定日の1か月前の日)までに本市へ提出すること。	なお、維持管理業務計画書は、本市の承諾を得た上で、当該業務実施年度の前年度の2月末日(ただし、最初の業務実施年度に係る維持管理業務計画書については本施設を本市へ引渡す予定日(1期工事分及び2期工事分それぞれ)の1か月前の日)までに本市へ提出すること。
105	○			64	第5章	第1節	5						5. 業務報告書等	事業者は、維持管理業務において、日報・月報による業務遂行の記録及び自己評価を記した業務報告書を「月報」「年報」として作成するとともに、必要に応じて、各種記録、図面、法定の各種届出、許認可証及び設備管理台帳等と合わせて本市に提出すること。また、本要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書についても提出すること。	事業者は、維持管理業務において、日報・月報による業務遂行の記録及び自己評価を記した業務報告書を「月報」「年報」として作成するとともに、必要に応じて、各種記録、図面、法定の各種届出、許認可証及び設備管理台帳等と合わせて本市に提出すること。また、要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書についても提出すること。

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業
要求水準書(案) 新旧対照表

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
106	○			65	第5章	第1節	6						6. 各種提案	維持管理業務の実施結果の分析及び評価を基に、各種提案資料を作成し、本市に提出すること。提案の内容については、本市と協議の上、翌年度以降の維持管理業務計画書に反映すること。	事業者は、維持管理業務の実施結果の分析及び評価を基に、必要に応じて各種提案資料を作成し、本市に提出すること。提案の内容については、本市と協議の上、翌年度以降の維持管理業務計画書に反映すること。
107	○			65	第5章	第1節	7	(2)					(2) 業務実施体制の届出	事業者は、維持管理業務の実施に当たり、その実施体制(総括責任者、維持管理業務責任者及び各業務区分責任者の経歴を明示した履歴書、資格証書(有資格者の場合)及び名簿等を含む。)を、本施設を本市へ引渡す予定日の1か月前までに本市に提出すること。	事業者は、維持管理業務の実施に当たり、その実施体制(総括責任者、維持管理業務責任者及び各業務区分責任者の経歴を明示した履歴書、資格証書(有資格者の場合)及び名簿等を含む。)を、本施設を本市へ引渡す予定日(1期工事分及び2期工事分それぞれ)の1か月前までに本市に届出すること。
108	○			65	第5章	第1節	7	(3)					(3) 業務従事者	ア 事業者は、適切で丁寧な作業を実施できるよう、維持管理業務の責任者を選任すること。業務区分別、施設別等の業務遂行に最適と思われる実施体制を構築し、各業務区分責任者、各業務担当者を選任・配置すること。	ア 事業者は、適切で丁寧な作業を実施できるよう、維持管理業務の責任者を選任すること。業務区分別、施設別等の業務遂行に最適と思われる実施体制を構築し、必要な各業務区分責任者、各業務担当者を選任・配置すること。
109	○			66	第5章	第1節	7	(6)					(6) 協議等	イ 付帯施設を整備する場合の維持管理にあたっては、事業を委託する事業者と協議を行い、各施設の維持管理及び運営が円滑に進むよう努めるものとする。	イ 付帯施設を整備する場合の維持管理にあたっては、事業を委託する事業者と協議を行い、各施設の維持管理が円滑に進むよう努めるものとする。
110	○			66	第5章	第1節	7	(7)					(7) 関係諸機関への届出・報告	事業者は、維持管理に係る各業務の責任者に、必要に応じて、関係諸機関等への報告や届出を実施させるとともに、緊急時における関係機関への連絡等を行わせること。	事業者は、維持管理業務を実施するに当たり、必要に応じて、関係諸機関等への報告や必要な届出を行うとともに、緊急時における関係機関への連絡等を行わせること。
111	○			67	第5章	第2節	2						2. 定期保守点検業務	カ 子どもが活動的に利用する遊具等の施設については、確実な安全点検を行うとともに、定期的な補修などを行うこと。安全点検には、遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2014以降のもの)を用いること。また、専門技術者に委託し、必要な精密点検を実施すること。	カ 子どもが活動的に利用する遊具等の施設については、確実な安全点検を行うとともに、定期的な補修などを行うこと。安全点検には、遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2024以降のもの)を用いること。また、専門技術者に委託し、必要な精密点検を実施すること。
112	○			69	第5章	第4節	1						1. 備品等台帳の整備業務	事業者は、本施設の備品等に関する台帳(品名、規格、金額(単価)、数量等)を作成し、備品シールを張り付けたくうえで、適切に管理すること。	事業者は、本施設の備品等に関する台帳(品名、規格、金額(単価)、数量等)を作成し、備品シールを貼り付けたくうえで、適切に管理すること。
113	○			72	第5章	第5節	2						2. 芝生・植栽管理業務	—	ウ 強風等による倒木・落枝等が発生することのないように管理すること。
114	○			74	第5章	第8節							第8節 修繕業務	ク 事業者は、事業期間全体での経常修繕及び計画修繕に必要な経費(既存施設の計画修繕を除く。)を計上し、長期修繕(保全)計画を作成すること。総額は募集要項等公表時に示す。なお、毎事業年度の修繕費は、事業者が提案した年額を支払うこととし、執行残額は最終事業年度の終了時に、本市に返還することを基本とするが、協議により決定する。	ク 事業者は、事業期間全体での経常修繕及び計画修繕に必要な経費(既存施設の計画修繕を除く。)を計上し、長期修繕(保全)計画を作成すること。なお、毎事業年度の修繕費は、事業者が提案した年額を支払うこととし、執行残額は最終事業年度の終了時に、本市に返還することを基本とするが、協議により決定する。
115	○			74	第5章	第8節							第8節 修繕業務	ケ 地下調整池の性能が維持できるよう定期的に清掃を行うこと。また、本施設の各施設の機能および性能を維持するよう、人工芝(多目的広場(メイン)、テニスコート、フレキシブルコート)の張り替え、陸上トラック舗装修繕、照明(多目的広場(メイン)、テニスコート)修繕等を事業期間中に適宜実施すること。	ケ 地下式調整池の性能が維持できるよう定期的に清掃を行うこと。また、本施設の各施設の機能および性能を維持するよう、人工芝(多目的広場(メイン)、テニスコート、フレキシブルコート)の張り替え、陸上トラック舗装修繕、照明(多目的広場(メイン)、テニスコート)修繕等を事業期間中に適宜実施すること。

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業
要求水準書(案) 新旧対照表

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
116	○			74	第5章	第8節							第8節 修繕業務	—	コ 公益財団法人日本陸上競技連盟の公認陸上競技場および長距離競争路並びに競争路規定及び陸上競技場公認に関する細則(以下「公認陸上競技場規定等」という。)が改正されたことに伴う施設の修繕や備品の更新については、修繕業務に関する計画との整合を図りつつ、市と費用負担について協議の上、事業者が実施する。
117	○			75	第5章	第9節							第9節 公益財団法人日本陸上競技連盟公認取得申請及び再公認取得業務	—	第9節 公益財団法人日本陸上競技連盟公認取得申請及び再公認取得業務 事業者は、本公園に整備する陸上トラックが公認陸上競技場規定等に基づく陸上競技場としての認定取得に必要な業務及び5年ごとに想定される再取得に必要な業務のすべてを事業者の負担において実施する。 ア 陸上競技における大会の実施や公認記録の取得に支障がないよう、計画的に陸上競技場としての公認取得及び公認再取得について実施すること。 イ 当時陸上競技場としての公認規格を維持できるように維持管理すること。 ウ 公認陸上競技場規定等の改正等により、施設の改変や備品の更新が必要になった際は、速やかに市と協議を行うこと。
118	○			76	第6章	第1節	1						1. 業務の対象範囲	事業者は、運営業務仕様書、運営業務計画書、事業契約書、本要求水準書及び応募時の提案書類に基づき、利用者に適切なサービスを提供するとともに、より効率的な施設運営ができるよう、次の内容の運営業務を実施すること。	事業者は、運営業務仕様書、運営業務計画書、事業契約書、本書及び応募時の提案書類に基づき、利用者に適切なサービスを提供するとともに、より効率的な施設運営ができるよう、次の内容の運営業務を実施すること。
119	○			76	第6章	第1節	2						2. 業務期間	業務期間は、運営開始日より、事業期間終了までとする。	業務期間は、運営開始日(1期工事分)より、事業期間終了までとする。
120	○			76	第6章	第1節	3						3. 運営業務に係る仕様書	事業者は、運営業務の開始に先立ち、本市と協議の上、業務範囲、実施方法、本市による履行確認手続等を明確にした運営業務仕様書及び運営マニュアルを作成すること。 具体的な内容等については、事業者が提案し、本市が承認するものとする。	事業者は、運営業務の開始に先立ち、本市と協議の上、業務範囲、実施方法、本市による履行確認手続等を明確にした運営業務仕様書及び運営マニュアルを作成すること。 運営業務は、要求水準書に記載の内容を標準案とし、これと同等のあるいは上回る水準で実施するものとする。具体的な内容等については、事業者が提案し、本市が承認するものとする。
121	○			76	第6章	第1節	4						4. 運営業務計画書	事業者は、毎年度、運営業務の実施に先立ち、実施体制、実施行程、その他必要な項目を記載した運営業務計画書を作成すること。 また、日頃から利用者等の意見や要望を把握するよう努めるとともに、本市及び本市体育協会との意見交換会を開催すること。毎年度の運営業務計画書を作成するに当たっては、これらを踏まえ、より良い運営のあり方について検討し、運営業務計画書に反映すること。 なお、運営業務計画書は、本市の承諾を得た上で、当該業務実施年度の前年度の2月末日(ただし、最初の業務実施年度に係る運営業務計画書については運営開始予定日の1か月前の日)までに本市へ提出すること。	事業者は、毎年度の運営業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、その他必要な項目を記載した運営業務計画書を作成すること。 また、日頃から利用者等の意見や要望を把握するよう努めるとともに、本市及び本市スポーツ協会との意見交換会を開催すること。毎年度の運営業務計画書を作成するに当たっては、これらを踏まえ、より良い運営のあり方について検討し、運営業務計画書に反映すること。 なお、運営業務計画書は、本市の承諾を得た上で、当該業務実施年度の前年度の2月末日(ただし、最初の業務実施年度に係る運営業務計画書については1期工事分及び2期工事分、それぞれの運営開始予定日の1か月前の日)までに本市へ提出すること。

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業
要求水準書(案) 新旧対照表

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
122	○			77	第6章	第1節	6						6. 各種提案	事業者は、業務の実施結果並びに利用者等の意見や要望を踏まえて、必要に応じて各種提案資料を作成し、本市に提出すること。提案の内容については、本市と協議の上、翌年度以降の運営業務計画書に反映すること。	事業者は、運営業務の実施結果並びに利用者等の意見や要望を踏まえて、必要に応じて各種提案資料を作成し、本市に提出すること。提案の内容については、本市と協議の上、翌年度以降の運営業務計画書に反映すること。
123	○			77	第6章	第1節	7	(2)					(2) 業務実施体制の届出	事業者は、運営業務の実施に当たって、その実施体制(総括責任者、運営業務責任者及び各業務区分責任者の経歴を明示した履歴書、資格証書(有資格者の場合)及び名簿等を含む。)を開園準備期間の開始1か月前までに本市に届け出ること。	事業者は、運営業務の実施に当たり、その実施体制(総括責任者、運営業務責任者及び各業務区分責任者の経歴を明示した履歴書、資格証書(有資格者の場合)及び名簿等を含む。)を1期工事分及び2期工事分、それぞれの開園準備期間の開始1か月前までに本市に届け出ること。
124	○			79	第6章	第1節	7	(8)					(8) クレーム・事故対応	ウ 事業者は、クレームの内容と対処結果についての記録を残し、毎月の業務報告書(運営業務・統括管理業務)に記載し、本市へ報告すること。	ウ 事業者は、クレームの内容と対処結果についての記録を残し、毎月の業務報告書(運営業務・総合管理業務)に記載し、本市へ報告すること。
125	○			79	第6章	第1節	7	(8)					(8) クレーム・事故対応	エ 事業者は運営業務の実施に伴い発生した事故、利用者等から寄せられた運営業務に関するクレーム等に対して、再発の防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに本市に報告すること。また、事業者の運営業務・統括管理業務の範囲外での事故や苦情等を受けた場合、本市に速やかに報告し、対応について協議すること。	エ 事業者は運営業務の実施に伴い発生した事故、利用者等から寄せられた運営業務に関するクレーム等に対して、再発の防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに本市に報告すること。また、事業者の運営業務・総合管理業務の範囲外での事故や苦情等を受けた場合、本市に速やかに報告し、対応について協議すること。
126	○			79	第6章	第1節	7	(9)					(9) 協議等	—	イ 付帯施設を整備する場合の運営にあたっては、事業を委託する事業者と協議を行い、各施設の運営が円滑に進むよう努めるものとする。
127	○			80	第6章	第1節	7	(9)					(9) 協議等	イ 事業者は、各業務の記録を保管し、本市の求めに応じて速やかに提出できるようにしておくこと。	ウ 事業者は、運営業務に係る各業務の記録を保管し、本市の求めに応じて速やかに提出できるようにしておくこと。
128	○			80	第6章	第1節	7	(10)					(10) 関係諸機関への届出・報告	事業者は、運営業務を実施するに当たり、関係官公署等へ必要な届出や報告を行うとともに、緊急時の関係機関への連絡等を行うこと。	事業者は、運営業務を実施するに当たり、必要に応じて、関係諸機関等への報告や必要な届出を行うとともに、緊急時における関係機関への連絡等を行うこと。
129	○			82	第6章	第2節	5						5. 庶務業務	ク 利用者からの意見(クレーム、要望等)は整理し、事実関係を確認の上、速やかに改善対応等を行うこと。また、事業者により判断が困難な場合は本市と協議すること。	ク 利用者からの意見(クレーム、要望等)を整理し、事実関係を確認の上、速やかに改善対応等を行うこと。また、事業者により判断が困難な場合は本市と協議すること。
130	○			83	第6章	第2節	7	(2)					(2) 書類等の管理及び記録の作成	事業者は、設計、建設・工事監理、維持管理及び運営の各業務から受領した各種書類等、財務書類等及び業務の統括管理のために作成された書類等を適切に整理・保存・管理すること。	事業者は、設計、建設・工事監理、開園準備業務、維持管理及び運営の各業務から受領した各種書類等、財務書類等及び業務の統括管理のために作成された書類等を適切に整理・保存・管理すること。
131	○			84	第6章	第2節	9						9. 各種スポーツ大会・イベント開催支援業務	本市が主催または共催する大会・イベント及び関連団体が主催または共催する大会・イベントを行う場合、開催支援を行う。	本市が主催または共催する大会・イベント及び関連団体が主催または共催する大会・イベントを行う場合、開催支援を行うこと。
132	○			84	第6章	第2節	9						9. 各種スポーツ大会・イベント開催支援業務	イ 実施する大会・イベントの回数や具体的な協力内容は、調整会議等にて協議し、決定すること。なお、現在、本市が社会体育施設において開催している各種スポーツ大会・イベントは募集要項等公表までに示す。	イ 実施する大会・イベントの回数や具体的な協力内容は、調整会議等にて協議し、決定すること。なお、現在、本市が社会体育施設において開催している各種スポーツ大会・イベントは添付資料11に示す。

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業
要求水準書(案) 新旧対照表

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
133	○			85	第6章	第3節	2	(1)					(1) 基本事項	ク 必要なサインを適切に設置し、駐車待ちの自動車を含め、円滑な自動車整理に務めること。	ク 必要なサインを適切に設置し、駐車待ちの自動車を含め、円滑な自動車誘導・整理に務めること。
134	○			85	第6章	第3節	2	(1)					(1) 基本事項	ケ 周辺の道路交通等に影響を与える可能性がある大規模イベント開催時は、駐車場の運用方法等に関して本市と事前に協議を行うこと。また、当該イベント等の開催で駐車場が混雑することが予想される場合は、主催者に協力・支援し、混雑の緩和、安全の確保について努めること。	ケ 周辺の道路交通等に影響を与える可能性がある大規模イベント開催時は、駐車場の運用方法等に関して本市と事前に協議を行うこと。また、当該イベント等の開催で駐車場が混雑することが予想される場合は、主催者に協力・支援し、混雑の緩和、安全の確保に努めること。
135	○			85	第6章	第4節		(1)					(1) 基本事項	—	イ 交流広場などの有効活用について、自由な発想による提案を期待する。一例として、大会やイベント開催時に仮設の飲食提供施設によるマルシェ等の開催が想定される。
136	○			85	第6章	第4節		(1)					(1) 基本事項	—	ウ 上記施設以外の本施設についても有効活用について、自由な発想による提案を期待する。一例として、駐車場の一部に関して、普段はスケートボードなどのアーバンスポーツが実施可能な多目的なスペースとし、多くの来園者が予想される際には駐車場として活用できるように計画することが想定される。
137	○			86	第6章	第4節		(1)					(1) 基本事項	ケ 事業者は、自主事業の実績報告(売上を含むもの)を、運営業務に係る業務報告書に付して提出すること。また、本要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書についても提出すること。	サ 事業者は、自主事業の実績報告(売上を含むもの)を、運営業務に係る業務報告書に付して提出すること。また、本書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書についても提出すること。
138	○			87	第7章								第7章 付帯施設(付帯事業)	この付帯施設(付帯事業)は、事業者の提案があれば可能とするもので、実施を義務づけるものではない。	なお、この付帯施設(付帯事業)は、事業者の提案があれば可能とするもので、実施を義務づけるものではない。
139	○			87	第7章								第7章 付帯施設(付帯事業)	ウ 付帯施設は、都市公園法を遵守し、公園施設の設置管理許可の申請をすること。設置管理許可期間は最長15年とする。また、設置管理許可期間に、付帯施設(公園施設)の整備・解体・撤去に要する期間も含むものとする。	ウ 付帯施設は、都市公園法を遵守し、公園施設の設置管理許可の申請をすること。設置管理許可期間は最長10年とし、更新については市と協議できるものとする。また、設置管理許可期間に、付帯施設(公園施設)の整備・解体・撤去に要する期間も含むものとする。
140	○			87	第7章								第7章 付帯施設(付帯事業)	ケ 本施設の利用頻度向上を目的として、地形的特徴を活かした施設とすること。 (提案例:キッチンカー、飲食を中心としたサテライト型サービス等)	ケ 本施設の利用頻度向上を目的として、地形的特徴を活かした施設とすること。